

豊玉だより

七夕
たけな はなた
7月 活動の振り返り

平成28年 7月 第138号

発行：豊玉デイサービスセンター
編集協力者：AH様、KK様、TE様、HS様、

ご存知かと思いますが
2016年4月より、診療報酬が改定され、薬局にて、「かかりつけ薬剤師制度」がスタートしました。「かかりつけ薬剤師？」既に説明を受けている方もいらっしゃるかと思いますが・・・

“かかりつけ薬剤師”とは、お薬の服用・管理のことをはじめ、体調や食事の管理など健康全般の相談ができる薬剤師を持つことを意味するそうです。

たとえば、いくつもの病院から、多種の薬を処方されているケースがあり、お薬の飲み合わせが悪いものを知らずに服用してしまう危険性があります。また、お薬をもらったものの効果がよく分からず、副作用が心配で、自己判断で服用を止めて、病気が完治せずに時間が経過し、症状が悪化する可能性があります。

かかりつけ薬剤師とは、そのような現状の中で、薬の専門家である薬剤師が患者さん一人一人のお薬の管理を行い、服用状況を把握し、他のお薬との飲み合わせや副作用などの相談、健康全般のアドバイスなどを行い、その患者さんにとって最適となる薬による治療を目指していくものになるそうです。また、OTC医薬品（市販薬など）やサプリメントなど併用した場合の相互作用など健康全般のアドバイスにも必要があれば関わるそうです。

かかりつけ薬剤師は、その患者さんのお薬を処方された医師とも連携し、服薬状況や体調の変化を把握し、必要に応じて医師に報告・相談します。又、必要に応じて患者さんの家を訪問し、お薬の整理を行う役割もあるそうです。

なお、サービスを利用するには、ご本人が希望し、信頼のできる薬剤師を選び、書面で同意を交わすことが必要となります。

近年いろいろな制度や取り組みが行われています。これらの取り組みが包括的に作用する事が大切だと考えます。それぞれがバラバラに作用してしまえば、齟齬が発生してしまうでしょう。私たちのサービスもそれらの制度の中の一つです。そのためにも関係各所との連携が大切だと考え、またそれらに関係する知識がないと連携もままならなくなってしまっていると感じています。

これからも、事業運営の過程で気になる情報を発信していきますので、よろしくお願いします。

切り絵



壁画（あじさい）

コカリナ



父の日コンサート
“ゆるがるれ”の皆さん



近隣の保育園から



お客様からプレゼント

